第三十条第三項第五号ロ中(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　受託者の引き受けた信託が金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十六条第一項第七号の二イからヘまで（金融商品取引業から除かれるもの）に掲げる要件の全てを満たす金銭の信託（当該信託につき法第五十九条第二項第二号に掲げる事由が生じたことにより当該信託の受益者等が取得する金銭その他の資産が、同条第一項に規定する退職手当金等又は所得税法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等若しくは同法第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等（八(4)において「給与所得等」という。）に該当する場合における当該信託に限る。(4)において同じ。）であること。

(4)　受託者の引き受けた信託が次に掲げる要件の全てを満たす金銭の信託であること。

(i)　発行法人等（株式の発行法人又は当該発行法人と資本関係若しくは取引関係を有する法人であつて当該発行法人が指定したものをいう。(4)において同じ。）を委託者とする信託で、当該受託者が当該発行法人の株式を取得するものであること。

(ii)　当該受託者が取得した株式は、(i)の発行法人等の定款の規定、株主総会、社員総会、取締役会その他これらに準ずるものの決議若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四条第三項（指名委員会等の権限等）の報酬委員会の決定又は当該発行法人等の従業員の勤続年数、業績その他の基準を勘案して当該発行法人等が定めた当該株式の付与に関する規則に従つて当該発行法人等の役員若しくは従業員である者若しくは役員若しくは従業員であつた者又はこれらの者の相続人（包括受遺者を含む。）に付与されること。

(iii)　当該受託者がその信託財産として受け入れる金銭は、その全てが(i)の発行法人等から拠出されること。

(iv)　当該受託者にその信託財産として新株予約権が付与される場合には、当該新株予約権の全てが(i)の発行法人により付与されること。

第三十条第三項第五号ハ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　受託者の引き受けた信託がロ(4)(i)から(iv)までに掲げる要件の全てを満たす金銭の信託（当該信託につき法第五十九条第二項第三号に掲げる事由が生じたことにより当該信託の受益者等が取得する金銭その他の資産が給与所得等に該当する場合における当該信託に限る。）であること。

第三十条第八項第一号及び第九項第一号中「個人番号又は」を削る。

附則第四項第一号を次のように改める。

一　届出書を提出する者の氏名及び住所

附則第五項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改める。

附則第七項第三号中「第六十六条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「規定による」を削り、「若しくは第二項」を「、第二項若しくは第四項（同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。）」に改め、「第六十八条第三項」の下に「若しくは第四項（同条第三項の重加算税に係る部分に限る。）」を加える。

附則第八項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の六第一項第一号の改正規定、第三条第一項第一号の改正規定、第六条第三号の改正規定、第二十条第一項第一号の改正規定、同条第七項第一号の改正規定、第二十三条第一号の改正規定、第三十条第八項第一号及び第九項第一号の改正規定、附則第四項第一号の改正規定、附則第五項第一号の改正規定、附則第七項第三号の改正規定並びに附則第三条及び第六条の規定　平成二十九年一月一日

二　第二十一条第八項第一号の改正規定及び附則第四条の規定　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行の日（平成二十八年六月二十三日）

（申告書の添付書類に関する経過措置）

第二条　改正後の相続税法施行規則（以下「新規則」という。）第一条の五第二項の規定は、平成二十八年一月一日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

2　新規則第九条の規定は、平成二十八年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項において同じ。）により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

（申請書等の記載事項に関する経過措置）

第三条　新規則第一条の六第一項、第六条及び第二十条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する相続税法施行令（以下「施行令」という。）第四条の二第二項若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下「改正法」という。）第四条の規定による改正後の相続税法（以下「新法」という。）第二十九条第一項（同条第二十九項又は新法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の申請書又は施行令第四条の十七第一項の書類について適用し、同日前に提出した施行令第四条の二第二項若しくは改正法第四条の規定による改正前の相続税法（以下「旧法」という。）第三十九条第一項（同条第二十九項又は旧法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の申請書又は施行令第四条の十七第一項の書類については、なお従前の例による。

2　新規則第二十条第三項から第五項まで（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する新法第三十九条第六項（同条第二十九項、新法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する担保提供関係書類提出期限延長届出書、新法第三十九条第十三項（同条第二十九項、新法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する担保提供関係書類補完期限延長届出書又は新法第三十九条第十八項（同条第二十九項、新法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する変更担保提供関係書類提出期限延長届出書について適用し、同日前に提出した旧法第三十九条第六項（同条第二十九項、旧法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する担保提供関係書類提出期限延長届出書、旧法第三十九条第十三項（同条第二十九項、旧法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する担保提供関係書類補完期限延長届出書又は旧法第三十九条第十八項（同条第二十九項、旧法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する変更担保提供関係書類提出期限延長届出書については、なお従前の例による。

3　新規則第二十条第七項及び第二十二条第一項の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する新法第三十九条第三十項（新法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）又は第四十二条第一項（新法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の申請書について適用し、同日前に提出した旧法第三十九条第三十項（旧法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）又は第四十二条第一項（旧法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の申請書については、なお従前の例による。

4　新規則第二十二条第六項から第八項までの規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する新法第四十二条第四項（新法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する物納手続関係書類提出期限延長届出書、新法第四十二条第十一項（新法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する物納手続関係書類補完期限延長届出書又は新法第四十二条第二十三項（新法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する収納関係措置期限延長届出書について適用し、同日前に提出した旧法第四十二条第四項（旧法第四十五条第二項